



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

オリックス不動産投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

オリックス不動産投資法人(証券コード:8954)

評価対象

オリックス不動産投資法人
グリーンファイナンス・フレームワーク

概要

オリックス不動産投資法人（本投資法人）は、2001年9月10日に設立され、2002年6月12日に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場した国内初の総合型の不動産投資法人（J-REIT）である。首都圏のオフィスビルを中核としながら、物流施設、商業施設、住宅及びホテル等に投資を行っている。本投資法人の現行ポートフォリオは、取得価格ベースで計7,227億円、物件数で116物件に上る。

本投資法人の資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社（本資産運用会社）は、オリックス株式会社の完全子会社である。オリックスは1964年にオリエン特・リース株式会社として創業し、業務範囲を広げながら収益機会の捕捉を図ってきた。現在のオリックス及びそのグループ会社（オリックスグループ）の事業は、法人金融サービス事業部門、メンテナンスリース事業部門、不動産事業部門、事業投資事業部門、リテール事業部門、海外事業部門の6つの事業セグメントから構成されている。事業セグメントの1つである不動産事業部門については、1986年に独自寮賃貸事業への進出をきっかけに現在では、オフィスビル、賃貸マンション、商業施設、物流

施設等の不動産投資事業、ホテル・旅館、水族館、不動産投資法人（REIT）の資産運用・管理、不動産投資顧問といったアセットマネジメントまで事業を拡大している。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンドまたはグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金を、環境改善効果を有する資金用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」及び「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）及びアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）ならびに環境省がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照する。

JCR は、直近では 2021 年 8 月に本投資法人の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を付与している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、本投資法人が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

本投資法人は、従来のフレームワークにおいて、調達資金の用途にかかる適格クライテリアとして、「グリーン適格資産（DBJ Green Building 認証、BELS 評価、CASBEE 評価、LEED 認証）」と「改修工事等」の 2 区分を設定していた。本レビューに際して、本投資法人は前者の「グリーン適格資産」について BELS 評価、LEED 認証の記載を変更しており、変更後のクライテリアについて引き続き環境改善効果が期待されるものであると JCR は評価している。

本資産運用会社は、2018 年 3 月より「サステナビリティ委員会」を開催している。同委員会は、代表取締役社長を委員長とし、それ以外の全取締役を含む各部管掌役員をメンバーとしており、原則として年 4 回開催している。また、社内に専門家を有し、物件の取得に際しては環境に関するチェック項目を設けており、内部監査及び外部監査についても定期的に行われている。以上より、本投資法人の管理運営体制について引き続き強固であり高い透明性を有していることを JCR は確認した。

この結果、JCR は、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022 年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスに係るプロセスは、変更後も引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

グリーンファイナンスに係るレポーティング体制が、変更後も引き続き適切であるか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

本投資法人では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

グリーンボンドまたはグリーンローンで調達された資金は、以下の適格クライテリアのいずれかを満たす(1)グリーン適格資産の新規取得資金、(2)改修工事等の資金、あるいはそれらに要した借入金（グリーンローンを含む）の返済資金、または既に発行した投資法人債（グリーンボンドを含む）の償還資金に充当

（適格クライテリア）

(1) グリーン適格資産

・以下の認証または再認証のいずれかを、取得済または今後取得予定の資産であること

- ① DBJ Green Building 認証における 3 つ星、4 つ星または 5 つ星
- ② **BELS 評価（平成 28 年度基準）:3 つ星、4 つ星、5 つ星 ※1**

BELS 評価（令和 6 年度基準）:

非住宅:レベル 4、レベル 5、レベル 6 ※1

再生可能エネルギー設備がある住宅:レベル 3、レベル 4、レベル 5、レベル 6 ※2

再生可能エネルギー設備がない住宅:レベル 3、レベル 4 ※2

- ③ CASBEE 評価認証における B+ ランク、A ランクまたは S ランク
- ④ LEED 認証における Silver、Gold、Platinum (LEED BD+C の場合は v4 以降)

※1 2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ既存不適格（工場等（物流倉庫含む）: BEI=0.75 超え）ではないこと

※2 2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2 以上で適格とする

(2) 改修工事等

・下記のいずれかを満たしていること

- ① 上記(1)グリーン適格資産の認証のいずれかにおいて星の数またはランクの 1 段階以上の改善を意図した改修工事
- ② エネルギー消費量、CO2 排出量または水使用量のいずれかを 30%以上削減することが可能な改修工事
- ③ 再生可能エネルギーに関連する設備の導入又は取得

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は、2024 年 4 月に建築物の省エネ性能表示制度の告示が改正・施行されたこと等に伴い、適格クライテリアのうち、BELS 認証の適格ランクの変更、及び LEED 認証のバージョンの明確化を行った。

以下に、今回記載が変更された BELS 認証及び LEED 認証の概要を示す。

BELS (建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準 (平成 28 年度基準) では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25% 以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20% 以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準 (令和 6 年度基準) が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6 (消費エネルギー削減率が 50% 以上) ~ レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0% 未満) の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4 (消費エネルギー削減率が 30% 以上) ~ レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0% 未満) の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4 (消費エネルギー削減率が 30% 以上 40% 未満) 以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0% 以上が省エネ基準、20% 以上が誘導基準となっている。

本投資法人が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は評価している。

LEED (エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ)

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会 (USGBC) によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C (建築設計及び建設)、ID+C (インテリア設計及び建設)、O+M (既存ビルの運用とメンテナンス)、ND (近隣開発)、HOMES (ホーム)、CITIES (都市) の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum (80 ポイント以上)、Gold (60~79 ポイント)、Silver (50~59 ポイント)、Certified (標準認証) (40~49 ポイント) であ

る。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

本投資法人が適格クライテリアとして定めた Silver 以上の水準は、高いエネルギー効率を有する建物が取得できる認証レベルと考えられ、資金使途として適切であると JCR は評価している。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

【プロジェクトの選定プロセス】

「適格クライテリア」評価・選定及び「適格クライテリア」を満たす調達資金の充当について、代表取締役社長を含む経営陣をメンバーとする「サステナビリティ委員会」で検討・審議し、最終的には投資委員会において決定する

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金使途の選定基準とプロセスについて、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

資金管理にかかる本フレームワーク

【調達資金の管理】

- グリーンボンドまたはグリーンローンで調達された資金は、「1.調達資金の使途」で規定された適格クライテリアのいずれかを満たすプロジェクトに充当
- グリーン適格資産の取得価格の総額に総資産に対する有利子負債比率（各投資法人債の払込期日若しくは借入実行日において算出可能な直近期末時点または各年 2 月末時点）の実績値を乗じて算出された負債額（以下「グリーン適格負債額」という。）をグリーンファイナンスの調達上限とする。なお、調達した資金が充当された上記プロジェクトのグリーン適格資産が、売却される場合またはグリーン適格資産としての適格クライテリアから除外される場合においても、本資金管理において、当該グリーンボンドまたはグリーンローンで調達した資金がグリーンファイナンスの調達上限内に留まるものであれば、グリーンファイナンスとして存続するものとする
- グリーンボンドまたはグリーンローンで調達した資金の総額は、早期に、(1)グリーン適格資産の新規取得資金、(2)改修工事等の資金、あるいはそれらに要した借入金（グリーンローンを含む）の返済資金または既に発行した投資法人債（グリーンボンドを含む）の償還資金に充当する。一時的に充当されない場合、現金または現金等価物として管理

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

4. レポーティング

本投資法人においては、レポーティングについて一部変更を行っている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

レポーティングにかかる本フレームワーク

【レポーティング】

（資金充当状況レポーティング）

- グリーンボンドまたはグリーンローンで調達した資金が全額充当されるまで、年1回、充当状況（適格クライテリアを満たすカテゴリー毎の充当額、未充当額を含む）をウェブサイト上に開示
- グリーンファイナンスの残高が存する限り、グリーンファイナンスの残高がグリーン適格負債額を超過していないことを、年1回、ウェブサイト上にて開示

（インパクトレポーティング）

- グリーンボンドまたはグリーンローンが存する限り、調達された資金が充当された各グリーン適格資産の認証の取得状況、認証の評価、及びグリーン適格資産の全体として以下の指標について年1回、ウェブサイト上に開示。
 - ・エネルギー消費量/CO₂排出量/水使用量
- 改修工事等では、グリーンボンドまたはグリーンローンが存する限り、以下の指標について工事完了後、年1回、ウェブサイト上に開示。
 - ・(改修前/改修後) エネルギー消費量、CO₂排出量、水使用量、**発電量またはCO₂排出削減量**のいずれか

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポーティングについて、前回評価時点において適切であると評価している。今回の変更は、改修工事におけるレポーティング項目についての変更である。「再生可能エネルギーに関連する設備」を導入した際のレポーティング項目を明確化するため、発電量とCO₂排出削減量が追記されている。本フレームワークのレポーティングに関する記載事項について引き続き適切である、と JCR は評価している。

本投資法人は、ウェブサイト上にグリーンファイナンス専用のページを設けたうえで、グリーンファイナンスとして調達された各ファイナンスについて、本フレームワークで定めた通り調達金額や充当状況の開示を行っている。さらに、本投資法人は、インパクトレポーティングとして、グリーン適格資産の認証取得状況、エネルギー消費量（燃料使用量、電力使用量）、CO₂排出量（スコープ1・2・3）、水使用量のデータを開示している。以上より、本投資法人のレポーティング状況は適切であると JCR は評価している。

5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

本資産運用会社は、投資主価値の安定的成長のために、ESG に配慮した資産運用方針の実践のために、「ESG 方針」を策定している。また、本投資法人は、投資主価値の安定的成長を目指すという運用理念に基づき、2019 年 2 月に環境・社会・ガバナンス（ESG）の視点を取り入れたサステナビリティ上のマテリアリティ（重要課題）を特定している。

本資産運用会社は、ESG に関する主に海外の投資家の意識の高まりを受けて、ESG に配慮した経営姿勢を打ち出しており、2018 年 3 月より「サステナビリティ委員会」を開催している。同委員会は、代表取締役社長を委員長とし、それ以外の全取締役を含む各部管掌役員をメンバーとしており、原則として年 4 回開催している。また、2024 年 3 月に環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」の認証・登録を受けており、環境に配慮した取り組みを自主的に継続するための PDCA をより一層推進している。

本投資法人は、2018 年 8 月より LEED の日本での普及団体である Green Building Japan の法人会員となっており、2019 年 10 月には「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD、Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」提言への賛同を表明して、TCFD コンソーシアムにも入会している。本投資法人は、これらの活動を通じて、サステナブルな社会づくりを目指す人々と連携することを目指している。

本投資法人は、2013 年より GRESB リアルエステイト評価や GRESB 開示評価に参加しており、これらの結果を自社ホームページで公表している。本投資法人は、5 段階で格付される「GRESB レーティング」においては 2021 年度以降最高位の「5 スター」を継続して取得しており、2022 年にはアジア地域・総合型「アジア・セクターリーダー」に初選出されている。以上より、本投資法人のサステナビリティ・ESG への取り組みが第三者によっても高く評価されていると JCR は評価している。

本投資法人は、ESG に関する取り組みの一環として、取得した物件について DBJ Green Building、CASBEE、BELS などの認証取得を進めている。グリーンビルディング認証床面積カバー率について 2030 年度に 80%以上を維持という目標を掲げており、直近 5 期について連続で 80%超を維持している。

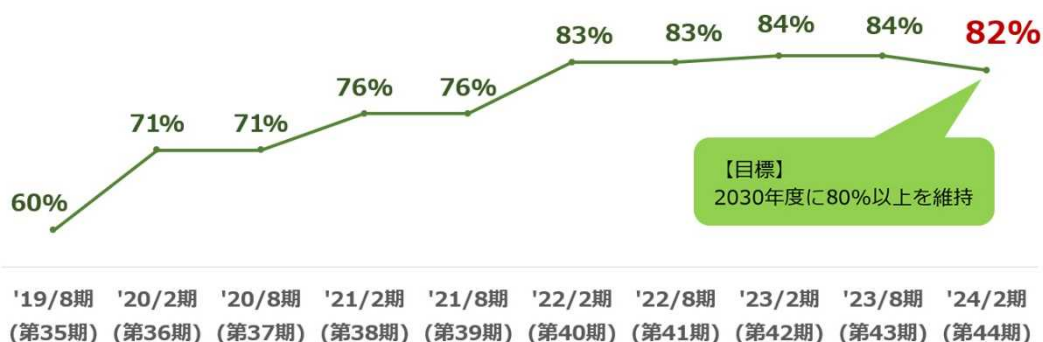


図 1：オリックス不動産投資法人 グリーンビルディング認証床面積カバー率⁵

⁵ 出典：オリックス不動産投資法人ホームページ <https://www.orixreit.com/ja/feature/initiatives2.html>

本投資法人は、環境・気候変動に関する先進的な情報開示や取り組みを進めている。本投資資産運用会社は 2020 年秋より環境省の支援対象企業に選定され、他社に先んじて TCFD 情報開示を進めてきた。シナリオ分析を精緻に実施し、将来的な財務への影響を想定した内容の分析結果を公表している。そのうえで、2023 年 9 月には、温室効果ガス (GHG) 排出量の新たな削減目標として、本投資法人のサプライチェーンを含む GHG 排出総量について 2050 年 90%削減 (2021 年比)、及び本投資法人の GHG 排出量 (対象はスコープ 1・2・3 の管理権原を有する部分) について 2030 年 42%削減 (2021 年比) を設定している。なお、それぞれの目標について、SBTi (ニアターム目標) 認定及び SBTi (ネットゼロ目標) 認定を取得している。さらに、本投資法人は同目標の達成に向け、移行ロードマップを策定している。

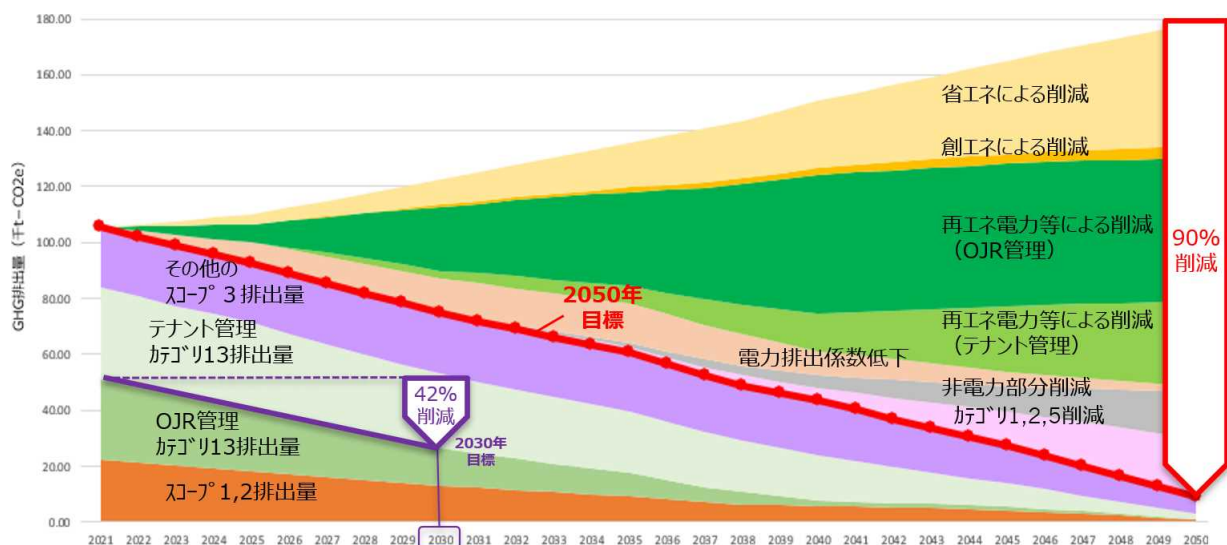


図 2：オリックス不動産投資法人 移行ロードマップ⁶

本投資法人は、サステナブルファイナンスの取り組みを推進しており、2030 年目標として、資金調達におけるサステナブルファイナンスの調達比率を 2027 年 3 月末で 30%以上、2030 年 3 月末で 50%以上とすることを掲げている。

上述の組織の取り組みを踏まえ、経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する部署が、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定に、組織として明確に関与していると JCR は評価している。

⁶ 出典：オリックス不動産投資法人ホームページ <https://www.orixreit.com/ja/feature/initiatives5.html>

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・佐藤 大介

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル